

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
(多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 目 電 景 史 自 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 6 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P209～P223
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P224～P245
環境保全のための措置		P246
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P246～P252
都民等の主な意見	別紙のとおり	
関係市長等の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年6月12日 (2) 担当委員 森川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民等の主な意見

- 1 特例環境配慮書の現地調査において、測定地点が「鶴乃橋南側」となっているが、測定場所は道路から離れて奥まった場所により騒音・大気汚染は橋に遮られ拡散する。この場所による調査では現状を正しく把握できず、正しい測定はできないと思われます。このような測定点を可とした理由の説明をお願いします。何故、沿線住民の庭で測定を行わないのか、疑問に思います。なお、測定場所として沿線住民（筆者）の庭を提供する用意はあります。
- 2 特例環境配慮書の現地調査において、調査地点が鶴乃橋南側（3S）となっているが、装置が設置された場所は、鶴乃橋の橋の上の南側の住宅の前、道路から離れ、奥まったところであり、自動車の騒音、大気汚染等は橋に遮られ拡散、この場所の測定で、2Nから3Nの区間の環境の現状を正しく表しているとはとても考えにくい。鶴牧区間北側の住宅地の現状を正しく表している根拠を、現地で説明してもらいたい（現状の環境を正しく表していないと考える。即ち、現状を正しく表しているとは思えない、不適切な場所で測定しそれがあたかも現状であるかのように表記するのは問題であるので納得の行く説明を現地で確認を取りながらすることを求める）。特例環境配慮書の大気質の四季調査結果で、3Sの値が他の測定結果より良く出ている。ありえないと考えるので、現地での説明を求める。

関係市長等の意見

【多摩市長】

大気汚染対策については、予測値は環境基準を達成しており、沿道市民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画であると認識しています。

今後、計画を進める中で、道路勾配を可能な限り緩やかにし、自動車からの排出ガスの発生を限りなく少なくする等、大気汚染対策の措置を行い、共用開始後もより一層の環境負荷の低減に取り組み、沿道市民の不安の払しょくに取り組んで頂きたい。その他大気汚染に対しての措置にあたっては、沿道の市民の意見にも配慮するよう努めて頂きたい。

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

意見なし

【川崎市長】

意見なし

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 目 電 景 史 自 廃 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 6 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P253～P267
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P268～P294
環境保全のための措置		P295
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P296～307
都民等の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長等の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 5 月 29 日 (2) 担当委員 町田 信夫 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民等の主な意見

- 1 道路構造について複数案が提示されている鶴牧区間では、騒音等の影響をかなり低減する案が示されています。それに比べて両側に住宅がある南野3丁目・鶴牧地域は「標準区間」とされています。沿道を業務・商業地等として開発できる地域と同じ扱いとすることは適切ではありません。沿道環境を守るために地域の特殊性を考えて、騒音を低減する計画を作成してください。
- 2 環境保全の見地からより遮音効果のあるアーチ形、もしくは高さのある遮音効果のある遮音壁の設置を要望する。尾根幹道の沿線に住む住民として、現在すでに車の騒音に悩まされ続けている。今の1車線の交通状況でも、すぐに効果的な遮音壁を設置してもらいたいのに、2車線になっても1mや0.5mの高さのまるで形だけの遮音壁の計画に失望している。夜中に車の騒音で度々起こされたり、窓が開けられないひどい道路の状況を今回の道路計画で是非改善していただきたい。
- 3 振動と大気汚染については都市計画変更による影響を受容せざるを得ませんが、騒音については、B案での鶴牧地区の上り車線際の北側位置に、東側ほど高くなる道路の地形形状と地域の居住部地盤面と道路面の相対的位置関係の変化（西側程道路を見下ろし、東側程見上げる関係）を踏まえて、東側から西側のY字橋に向けて順次高くした、かつ高さが十分な遮音壁を設けて、全ての車線から直接騒音が届かない構造とすることにより、今回の都市計画変更による騒音についての環境の保全を図るようお願いいたします。
- 4 新西町会地区では多摩市との間で「鶴牧五丁目地区の地区計画」を結んでおり、地盤面から10mの高さまでは建築物が建てられることとなっていることから、3階建ても可能となっております。つきましては、少なくとも3階相当である予測高さ7.0mと10.0mについても予測騒音値を明らかにして頂かなければ、適切な評価とはならないものと考えます。
- 5 鶴牧地区の騒音予測値は、おおむね環境基準値内となっているとのご説明でした。しかしながら、この地区は東側と西側で新たに整備される車道との間の高低差に大きな違いがあることから、防音対策においては一律の対応ではなく場所によって適切な対応とするなど、きめ細やかな地区対応を是非ともお願いいたします。
- 6 道路交通の振動の予測結果（鶴牧区間）では、道路ネットワークの整備完了時の鶴牧A案及びB案につき以下のとおりとなっておりますが、現状においても大型車の通行毎に地震のような大きな振動を感じる住民もおり、現状よりも振動レベルが悪化することは全く受け入れられず、インシュレーションの挿入などその抑制にも特段の配慮を求めたいと思います。
- 7 鶴牧B案において、上り車線北側に、高さが一律ではない遮音壁の設置をお願いします。音は上に、より響きます。従いましてY字橋（鶴牧5丁目バス停）の上り線下り線同レベルの高さ（0m）から上り線が最高7mの高さに達するところまでは、少なくとも遮音壁を作って頂くようお願い申し上げます。

関係市長等の意見**【多摩市長】**

騒音・振動対策については、予測値は環境基準を達成しており、沿道市民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画であると認識しています。今後、計画を進める中で、説明会において沿道市民からの遮音壁に関する意見等について検討を行い、供用開始後もより一層の環境負荷の低減に取り組み、沿道市民の不安の払しょくに取り組んで頂きたい。

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

工事や工事完了後に発生する騒音・振動については、条例に定められる基準値と近い値が予測されるため、その基準が確実に守られるよう努める事。また、近隣住民への工期や、工程等の説明を行い理解が得られるよう配慮し、極力早期や夜間の作業が発生しないよう、あらかじめ計画的な作業工程を検討すること。

【川崎市長】

意見なし

項目：騒音・振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足するとしているが、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第一部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 目 電 景 史 自 廃 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 6 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P411～P416
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P417～P431
環境保全のための措置		P432
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P433～P436
都民等の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長等の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 5 月 7 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民等の主な意見

- 1 鶴牧A案及びB案とも住宅地区の目の前に数百mにわたり最大高7mの無機質な垂直の擁壁が出現する。景観の保全や向上の視点から決して受け入れられない。
鶴牧B案で提案された副道を排し、南北双方にある歩道・植樹帯の幅を狭くすることで、擁壁ではなく植樹された法面が整備できる。
- 2 沿線は道路に近く、窓から道路が丸見えで7mの壁が見え美観上良くなく、圧迫感がある。植栽（常緑樹）・遮音壁などで少しでも道路が見えないように望む。

関係市長等の意見

【多摩市長】

景観については、地域景観の特性を踏まえ、法面部分は緑化され、さらに周辺の緑との連続性が確保された計画であると認識しています。

今後、計画を進める中で沿道の市民から見える景観にも配慮していただき、擁壁部分についても圧迫感軽減や緑化等の検討を行い、一層の景観形成に努めて頂きたい。

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

意見なし

【川崎市長】

意見なし

項目：景観

意見	意見の取扱いについての事務局案
計画道路において新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響の懸念が示されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	6 名

1 事業計画

- (1) 鶴牧区間の車道 4 車線を南側に集約し、鶴牧 B 案で提言のあった北側の副道は設置せず、鶴牧五丁目バス停留所部分は Y 字橋付近で南側に集約された本線に直接接続させ、東側で上り本線と接続する丁字路についてのみ本線合流のための副道を設置することを提言する。
- (2) 第 2 工区である鎌倉街道の橋梁工事がボトルネックとなり、この工事が終わるまで交差点の渋滞は続くことから、第 1 工区の作業工程を少し延ばして、ボトルネックを解消する工事と同時期にしてもらいたい。

2 環境一般

- (1) 当該事業の利害関係者は非常に多いが、ほとんどは便益を受ける立場である。騒音・振動、排気ガス等の不利益を受けるのは数少ない直接接する戸建ての沿線住民であり、それら不利益を受ける利害関係者にも、その不利益を補填する公正で公平な扱いがなされることを強く求める。
- (2) 鶴牧 B 案の北側の副道の廃止と掘割式から平面図方式にしたコスト節減の費用の一部を、沿道住民の緑の景観維持の願いと騒音・振動の削減のためぜひとも使っていただきたい。
- (3) 鶴牧区間において、騒音等の問題で B 案が A 案よりすぐれているというのは明らかだと思うが、交通量の少ない副道のために将来にわたり継続的に清掃等のコストがかかることから、廃止したほうがよいと考える。
- (4) 鶴牧区間において、上下 4 車線、本線に加えて副道をつくるとなると、住宅が近接しているこの鶴牧地区にだけ実質的には 5 車線の空間が出現するということにもなる。騒音、景観の視点から、極めて問題が多い提案であると考えます。

3 騒音・振動

- (1) 特例環境配慮書や見解書に示されている、環境基準を満足しているのによしとの立場ではなく、環境基準を満たしている状況下において、さらに関係者全員のより公平な環境が実現されるよう対処がなされるべきである。
- (2) 環境基準を満足していることは、環境影響評価結果として当然であり、そのことで十分とするのではなく、5.5kmの事業区間の中で、完成後に予想される環境影響と便益を総合的に考慮して、地域間で公平性が確保されるように、負の影響が相対的に大きい鶴牧区間、特にY字橋周辺の居住地域に対して十分な高さの遮音壁の設置を強く要請する。
- (3) 鶴牧地区において、建物は2階建てを前提としているが、鶴牧地区においては多摩市との間の地区計画で既に3階建てが可能となっていることから、3階相当の高さにも考慮した再評価、それに対応した防音対策を講じていただきたい。
- (4) 尾根幹線と沿道住宅各戸との高低差は、それぞれ位置関係によって大きく違っていることから、個別の状況に応じた配慮を是非行っていただき、場所によっては防音壁の高さを変えるなどのきめの細かい防音対策をしていただきたい。
- (5) 掘割案を採用しなかった1つの理由であるコスト縮減の便益を、公平性遵守の観点から、一番負の影響を受ける我々居住者に対して、十分な高さの北側遮音壁設置ということで還元することを強く求める。
- (6) 鶴牧区間のB案について、副道を作るなら、低速でしか走れない環境とすることで音などを防ぐことができると考える。

4 景観

- (1) 鶴牧B案にある副道は廃止し、それによって新しく生まれるスペースなどを活用して、垂直の擁壁にかえて圧迫感の少ない法面を整備するなど、沿道住民から見える環境にも十分な配慮をお願いしたい。さらに、そこには植樹帯や遊歩道などを設置することを検討すべきである。
- (2) 鶴牧区間において、垂直な壁をつくるのではなく、なだらかな法面にして、木を植えて散歩などができる小道をつくる。副道をなくすことによりこういう景観が実現できると考える。

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 11 月 28 日に「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足するとしているが、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【景観】

計画道路において新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響の懸念が示されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討すること。

【廃棄物】

環境保全のための措置として、撤去路盤やガードレール等の鉄製金属について、再利用又は再資源化に努めるとしているが、その排出量等が示されていない。しかし、本事業は、延長約5.5kmの道路の改築をするものであり、相当量が発生すると考えられることから、排出量、再利用・再資源化量等についても予測・評価すること。

【審議経過】

区分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 29 年 11 月 28 日	・ 配慮書について諮問
審議会	平成 30 年 1 月 30 日	・ 現地視察
部 会	平成 30 年 2 月 26 日	・ 審議（事業者からの説明）
部 会	平成 30 年 3 月 23 日	・ 項目別審議 地形・地質、廃棄物
部 会	平成 30 年 4 月 23 日	・ 項目別審議 日影、電波障害
部 会	平成 30 年 5 月 21 日	・ 項目別審議 生物・生態系、史跡・文化財、 自然との触れ合い活動の場
公聴会	平成 30 年 5 月 29 日	・ 都民の意見を聴く会を開催
部 会	平成 30 年 6 月 21 日	・ 項目別審議 大気汚染、騒音・振動、景観 ・ 総括審議
審議会	平成 30 年 6 月 26 日	・ 答申（予定）

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 汚 染	平成 30 年 6 月 12 日
騒 音 ・ 振 動	平成 30 年 5 月 29 日
地 形 ・ 地 質	平成 30 年 2 月 8 日
生 物 ・ 生 態 系	平成 30 年 5 月 7 日
日 影	平成 30 年 4 月 10 日
電 波 障 害	平成 30 年 4 月 11 日
景 観	平成 30 年 5 月 7 日
史 跡 ・ 文 化 財	平成 30 年 4 月 27 日
自然との触れ合い活動の場	平成 30 年 5 月 7 日
廃 棄 物	平成 30 年 2 月 26 日

第一部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) (仮称) 赤坂二丁目プロジェクト

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 6 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P39～59
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P60～91
環境保全のための措置		P92
評 価		P93～97
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年6月12日 (2) 担当委員 森川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

関係区長の意見

【港区長】

建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

【千代田区長】

工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉塵による大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

項目：大気汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第一部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) (仮称) 赤坂二丁目プロジェクト

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目)

(年月日) 平成 30 年 6 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P145～P149
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P150～P153
環境保全のための措置		P154
評 価		P154
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 6 月 6 日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【港区長】

意見なし

【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成30年6月21日

(事業名称) (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業

1 選定した環境影響評価の項目 13項目 (選定した理由 P120~122)

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、
電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていること
から、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対
象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存
施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる
時点について予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 4項目 (選定しなかった理由 P123~124)

水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財

意見なし

3 都民の意見及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長からの意見	5 件
合 計	5 件

2 周知地域市長からの意見

【小平市長】

1 騒音・振動、大気汚染について

計画地周辺は住宅地が隣接しているため、工事実施中における騒音・振動、大気汚染（粉じん飛散等）について、また、供用開始後の環境への影響に関し対応が必要となった場合は、迅速かつ適切な措置を講じられたい。

2 水質汚濁について

大雨時において、工事施行中に計画地内で浸透されず、あふれ出た雨水等により土砂等が隣接する玉川上水へ流入することが無いよう、適切な措置を講じられたい。

【東大和市長】

「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

【武蔵村山市長】

特段意見はございません。

【立川市長】

環境影響評価調査計画書に対する意見はございません。

【国分寺市長】

「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価 調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成30年4月13日に「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成30年4月13日	・調査計画書について諮問
部 会	平成30年6月21日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波 障害、景観、自然との触れ合い活動の場、 廃棄物、温室効果ガス） ・総括審議
審議会	平成30年6月26日	・答申（予定）